

「学校いじめ防止基本方針」

2014.2.14

山形市立第六小学校

5 重大ないじめ事態への対応

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じたり、「相当の期間（年間 30 日を目あす）欠席を余儀なくされている疑いのある場合は、校外関係者組織や山形市教育委員会、村山教育事務所の支援を得ながら、事実関係を明確にする調査を行う。

(1) 重大事案と想定されるケース

- ① 児童が自殺を図った場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 組織としての対応

校内・校外いじめ防止のための組織を母体として、山形市教育委員会の指示を仰ぎ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」等の支援・協力を得る。

(3) 校内の組織的体制

校内における組織的体制は、「いじめに組織的に対応する学校体制の確立とその手順」による。

(4) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会に報告する。

(5) 外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、事後の対応、発生予防等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形市警察署、児童相談所、村山教育事務所と連携を図りながら進めていく。